平成２５年（フ）第５１０号
神戸市中央区北長狭通３丁目11番11号福一ビル１Ｆ
破産者　有限会社Ｋａｂｌｅ
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７５号
岡山県倉敷市福田町浦田2636番地の５
破産者　ミチヒロ有限会社
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
岡山県井原市上出部町1071番地13
破産者　有限会社三和コンサルタント
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
沖縄県宜野湾市真栄原３丁目17番15号
破産者　那覇出版株式会社
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１９１７号
横浜市青葉区つつじが丘24番地25
破産者　ユービーム株式会社
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９５６号
横浜市港北区鳥山町733番地
破産者　株式会社本丸
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１０号
金沢市高柳町10の１番地13
破産者　有限会社一天
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２２４号
岐阜市金園町10丁目42番地２、住民票上の住所岐阜県各務原市緑苑中１丁目29番地
破産者　浅野孝一郎
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２３８号
静岡県磐田市中泉2699番地の５
破産者　有限会社吉岡工業
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
福岡県行橋市大字元永280番地の113
破産者　有限会社坪井工務店
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４６２号
さいたま市西区大字西遊馬1813番地１　西遊馬団地３―206、開始決定時の住所茨城県石岡市府中１丁目１番４号
破産者　久保田大輔
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２３０号
埼玉県本庄市西富田270番地１　笠原ハイツⅠ―201
破産者　東　　栄作
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第７７９号
札幌市豊平区月寒西１条３丁目１番36号
破産者　本林　康雄
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２００７号
札幌市清田区美しが丘２条４丁目14番14号サトミハイツＡ―２号
破産者　藤井　剛一
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０６号
茨城県鉾田市安房1322番地９
破産者　根本　光義
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８号
茨城県鉾田市鉾田529番地５
破産者　日和こと　根本　　博
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
茨城県鉾田市鉾田529番地５
破産者　根本　厚子
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４３６号
埼玉県入間郡越生町大字越生795番地６
破産者　古賀ナインこと　ウィ　ピュー　ナイン
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５１６号
埼玉県富士見市大字水子1989番地
破産者　水宮　敏之
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０３８号
奈良県生駒郡三郷町勢野東６―７―２ファミール若草Ｂ―201、前住所京都府相楽郡和束町大字石寺小字道堂13番地の８
破産者　Ｉ・Ｒ・Ｓタイヤ再生燃料こと　井上　智之
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７９号
京都市左京区吉田近衛町26番地１吉田近衛団地１棟102号
破産者　飯田　邦人
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係